

農用地等の借入及び貸付申出書（再配分）

記載例

令和〇年〇月〇日

金ケ崎町農業委員会 会長 様

これからの耕作者（新・借入者）

氏名 **金ケ崎 太郎**

これまでの耕作者（旧・借入者）

氏名 **永沢 三郎**

次の農用地等を農地中間管理機構の農地中間管理事業により、公益財団法人岩手県農業公社から再配分により貸し付けされるよう申出します。

申出農用地等										これからの耕作者・借入者								
所有者	住所	<b>金ケ崎町三ケ尻〇〇〇番地</b>				これまでの 耕作者	住所	<b>金ケ崎町永沢〇〇〇番地</b>				住所	<b>金ケ崎町西根〇〇〇番地</b>					
	氏名	<b>三ケ尻 次郎</b>					氏名	<b>永沢 三郎</b>				氏名	<b>金ケ崎 太郎</b>					
	連絡先	<b>0197-42-〇〇〇〇</b>					連絡先	<b>0197-42-〇〇〇〇</b>				電話	<b>0197-42-〇〇〇〇</b>	携帯番号	<b>080-5678-〇〇〇〇</b>			
利用権を設定する土地					設定する利用権					法令遵守等の確認事項（申告） 1 農作業に従事する者の配置の状況 各農地で農作業を行うことが可能か。 <input checked="" type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 2 農業関係法令の遵守状況 農業関係法令（農地法、農振法、種苗法、農薬取締法）の違反がないか。 <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:50%;">違反の時期</th> <th style="width:50%;">内容</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> 3 拒否権付株式の発行（法人の場合） 拒否権付株式を発行しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 発行していない <input type="checkbox"/> 発行している ⇒ 種類株主総会における農業関係者の議決権 <input type="checkbox"/> 過半 <input type="checkbox"/> 1/2以下 その他参考事項 土地改良区の賦課金等の取り決め 経常賦課金（水利費等） <input type="checkbox"/> 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 耕作者 <input type="checkbox"/> 該当なし 償還賦課金 <input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 耕作者 <input type="checkbox"/> 該当なし					違反の時期	内容		
違反の時期	内容																	
所在：金ケ崎町			現況地目	面積 (㎡)	利用権の種類	内容	期間 (3年)	借賃 (円)							借賃の支払方法			
大字	字	地番					始期	終期	10aあたり						総額			
三ケ尻	〇〇〇	18-1	田	1,500	賃貸借	水田	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	10,000						15,000	毎年11月30日までに公益社団法人岩手県農業公社名義の口座		
三ケ尻	〇〇〇	18-2	田	800	賃貸借	水田			10,000						8,000	岩手県信用農業協同組合連合会 本所 当座 No.0000286 に振り込む。  また、手数料（賃料年額の1%）は賃料とあわせて支払う。		
三ケ尻	〇〇〇	18-3	田	800	賃貸借	水田			10,000						8,000			
三ケ尻	〇〇〇	19	畑	500	賃貸借	普通畑			10,000						5,000			
西根	〇〇〇	67	田	900	使用貸借	水田			0						0			
西根	〇〇〇	88	畑	400	使用貸借	畑作			0	0								
以下余白																		
<b>【留意事項】</b> 契約終期及び借賃は、以前の契約の内容を引継ぐ必要があります。 賃料を変更したい場合は、再配分の契約後に契約変更協議手続きが可能です。																		
<b>【添付書類】</b> ・住民票謄本（これからの耕作者が町外在住の場合）																		
<b>【留意事項】</b> ・これからの耕作者・借入者が地域計画で担い手に位置付けられている者であること。 ・賃料の1%を手数料として農地中間管理機構へ支払う必要があります。																		
合計																		